

厚生委員会議案説明資料

令和 7 年 7 月 4 日

件 名	頁
1 第 8 2 号議案 足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第 8 3 号議案 足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	5

(福 祉 部)

第 8 2 号議案説明資料

令和 7 年 7 月 4 日

件 名	足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例																
所管部課名	福祉部 親子支援課																
内 容	1 概要 子ども医療費助成事業について、現在助成の対象外となっている「入院時の食事代（食事療養標準負担額）」を助成対象とするため、本条例を改正する。 2 改正内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>現条文の内容</th><th>改正後の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 6 条 (助成の範囲)</td><td>助成対象から「食事療養標準負担額」を除外している。</td><td>「食事療養標準負担額」を<u>助成対象から除外する規定を削除する。</u></td></tr> <tr> <td>第 7 条の 2 (食事療養標準負担額の支払方法)</td><td>「食事療養標準負担額」を病院や診療所に支払うことを明記。</td><td>第 6 条の規定の削除に伴い<u>条文を削除する。</u></td></tr> <tr> <td>付則 1 項 (施行期日)</td><td>なし</td><td>令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。</td></tr> <tr> <td>付則 2 項 (経過措置)</td><td>なし</td><td>「食事療養標準負担額」の助成は「施行日以降」のものに適用する。</td></tr> </tbody> </table> 3 新旧対照表 別紙 1 のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 1 0 月 1 日 5 今後の方針 (1) 令和 7 年 6 月補正予算にて予算措置を行う。 補正額：34, 272 千円（予定） (2) 令和 7 年 9 月に有効期間が更新された医療証を送付する際、案内のチラシを同封し受給者へ周知する。また、あだち広報および区のホームページにも掲載する。		項目	現条文の内容	改正後の内容	第 6 条 (助成の範囲)	助成対象から「食事療養標準負担額」を除外している。	「食事療養標準負担額」を <u>助成対象から除外する規定を削除する。</u>	第 7 条の 2 (食事療養標準負担額の支払方法)	「食事療養標準負担額」を病院や診療所に支払うことを明記。	第 6 条の規定の削除に伴い <u>条文を削除する。</u>	付則 1 項 (施行期日)	なし	令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。	付則 2 項 (経過措置)	なし	「食事療養標準負担額」の助成は「施行日以降」のものに適用する。
項目	現条文の内容	改正後の内容															
第 6 条 (助成の範囲)	助成対象から「食事療養標準負担額」を除外している。	「食事療養標準負担額」を <u>助成対象から除外する規定を削除する。</u>															
第 7 条の 2 (食事療養標準負担額の支払方法)	「食事療養標準負担額」を病院や診療所に支払うことを明記。	第 6 条の規定の削除に伴い <u>条文を削除する。</u>															
付則 1 項 (施行期日)	なし	令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。															
付則 2 項 (経過措置)	なし	「食事療養標準負担額」の助成は「施行日以降」のものに適用する。															

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区子どもの医療費の助成に関する条例 平成5年6月15日条例第42号	○足立区子どもの医療費の助成に関する条例 平成5年6月15日条例第42号
第1条～第5条 省略 (助成の範囲)	第1条～第5条 現行のとおり (助成の範囲)
第6条 区は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（ <u>病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。）</u> ）を助成する。	第6条 区は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額_____
2 省略	2 現行のとおり
第7条 省略 (<u>食事療養標準負担額の支払方法</u>)	第7条 現行のとおり
第7条の2 <u>前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第1項に規定する食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。</u>	第7条の2 削除
第8条～第11条 省略	第8条～第11条 現行のとおり <u>付 則</u>

改正前	改正後
	(施行期日)
	1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
	(経過措置)
	2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

第 8 3 号議案説明資料

令和 7 年 7 月 4 日

件 名	足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例																				
所管部課名	福祉部障がい福祉センター																				
内 容	1 概要 令和 7 年 1 0 月 1 日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という）改正及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い、条例が参照する条項にずれが生じ、規定整備を行う必要があるため、本条例を改正するものである。また、条文中の文言についても整理する。 2 改正内容 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行により、条例が参照する条項のずれについて必要な規定を整備する。 (1) 障害者総合支援法 <table border="1"> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>法第 5 条第 1 3 項</td><td>法第 5 条第 1 4 項</td></tr> <tr> <td>法第 5 条第 1 5 項</td><td>法第 5 条第 1 6 項</td></tr> <tr> <td>法第 5 条第 1 8 項</td><td>法第 5 条第 1 9 項</td></tr> <tr> <td>法第 5 条第 1 9 項</td><td>法第 5 条第 2 0 項</td></tr> </table> (2) 児童福祉法 <table border="1"> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>法第 4 3 条第 1 号</td><td>法第 4 3 条</td></tr> <tr> <td>福祉型児童発達支援センター</td><td>児童発達支援センター</td></tr> <tr> <td>法第 6 条の 2 の 2 第 6 項</td><td>法第 6 条の 2 の 2 第 5 項</td></tr> <tr> <td>法第 6 条の 2 の 2 第 7 項</td><td>法第 6 条の 2 の 2 第 6 項</td></tr> </table> 3 新旧対照表 別紙 2 のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。 5 今後の方針 条例改正について、関係者に周知を図っていく。	改正前	改正後	法第 5 条第 1 3 項	法第 5 条第 1 4 項	法第 5 条第 1 5 項	法第 5 条第 1 6 項	法第 5 条第 1 8 項	法第 5 条第 1 9 項	法第 5 条第 1 9 項	法第 5 条第 2 0 項	改正前	改正後	法第 4 3 条第 1 号	法第 4 3 条	福祉型児童発達支援センター	児童発達支援センター	法第 6 条の 2 の 2 第 6 項	法第 6 条の 2 の 2 第 5 項	法第 6 条の 2 の 2 第 7 項	法第 6 条の 2 の 2 第 6 項
改正前	改正後																				
法第 5 条第 1 3 項	法第 5 条第 1 4 項																				
法第 5 条第 1 5 項	法第 5 条第 1 6 項																				
法第 5 条第 1 8 項	法第 5 条第 1 9 項																				
法第 5 条第 1 9 項	法第 5 条第 2 0 項																				
改正前	改正後																				
法第 4 3 条第 1 号	法第 4 3 条																				
福祉型児童発達支援センター	児童発達支援センター																				
法第 6 条の 2 の 2 第 6 項	法第 6 条の 2 の 2 第 5 項																				
法第 6 条の 2 の 2 第 7 項	法第 6 条の 2 の 2 第 6 項																				

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区障がい福祉センター条例 平成14年12月20日条例第48号	○足立区障がい福祉センター条例 平成14年12月20日条例第48号
第1条～第2条 省略 (施設及び定員)	第1条～第2条 現行のとおり (施設及び定員)
第3条 障がい福祉センターには、次の施設を設ける。 (1)～(4) 省略 (5) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援に必要な施設 (6) 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援に必要な施設 (7) 省略 (8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター (9) 省略	第3条 障がい福祉センターには、次の施設を設ける。 (1)～(4) 現行のとおり (5) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援に必要な施設 (6) 障害者総合支援法第5条第16項に規定する就労定着支援に必要な施設 (7) 現行のとおり (8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センター (9) 現行のとおり
2 省略 (事業)	2 現行のとおり (事業)
第4条 障がい福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(5) 省略 (6) 前条第1項第6号の施設における知的障がい者、身体障がい者及び発達障がい又は高次脳機能障がいによる精神障がい者に対する障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援に関すること。 (7) 前条第1項第7号の施設における障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援に関すること。 (8) 前条第1項第8号の施設における児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同法第6条の2の2第6項に規定する保育	第4条 障がい福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(5) 現行のとおり (6) 前条第1項第6号の施設における知的障がい者、身体障がい者及び発達障がい又は高次脳機能障がいによる精神障がい者に対する障害者総合支援法第5条第16項に規定する就労定着支援に関すること。 (7) 前条第1項第7号の施設における障害者総合支援法第5条第19項に規定する相談支援に関すること。 (8) 前条第1項第8号の施設における児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同法第6条の2の2第5項に規定する保育

改正前	改正後
所等訪問支援に関すること。 (9) 前条第1項第7号の施設における児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。 (10)～(11) 省略 第5条 省略 (利用者の範囲) 第6条 障がい福祉センターの各施設（第3条第1項第1号及び第9号に規定する施設を除く。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1)～(5) 省略 (6) 第3条第1項第7号に規定する施設 ア 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援の便宜の供与を要する者 イ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は、同法第51条の7第8項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者 ウ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は、同法第51条の17第1項各号に掲げる者 エ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を受ける場合は、同法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者 (7) 省略 第7条 省略 (利用料) 第8条 障がい福祉センターの利用者（第6条第1号イ及びウ、第2号イ、第4号イ及びウ、第5号イ及びウ、第6号ア並びに第7号イに定める者を除く。）は、次の各号に定める事業区分に応じ、当該各号に掲げる利用料を納めなければならない。	所等訪問支援に関すること。 (9) 前条第1項第7号の施設における児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。 (10)～(11) 現行のとおり 第5条 現行のとおり (利用者の範囲) 第6条 障がい福祉センターの各施設（第3条第1項第1号及び第9号に規定する施設を除く。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1)～(5) 現行のとおり (6) 第3条第1項第7号に規定する施設 ア 障害者総合支援法第5条第20項に規定する基本相談支援の便宜の供与を要する者 イ 障害者総合支援法第5条第19項に規定する地域相談支援を受ける場合は、障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者 ウ 障害者総合支援法第5条第19項に規定する計画相談支援を受ける場合は、障害者総合支援法第51条の17第1項各号に掲げる者 エ 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を受ける場合は、同法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者 (7) 現行のとおり 第7条 現行のとおり (利用料) 第8条 障がい福祉センターの利用者（第6条第1号イ及びウ、第2号イ、第4号イ及びウ、第5号イ及びウ、第6号ア並びに第7号イに定める者を除く。）は、次の各号に定める事業区分に応じ、当該各号に掲げる利用料を納めなければならない。

改正前	改正後
(1) 省略 (2) 第4条第7号に規定する事業のうち障害者総合支援法第5条第18項に規定する地域相談支援及び計画相談支援を行う事業 障害者総合支援法第51条の14第3項及び同法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額 (3)～(4) 省略 2～4 省略 第9条～第11条 省略	(1) 現行のとおり (2) 第4条第7号に規定する事業のうち障害者総合支援法第5条第19項に規定する地域相談支援及び計画相談支援を行う事業 障害者総合支援法第51条の14第3項及び第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額 (3)～(4) 現行のとおり 2～4 現行のとおり 第9条～第11条 現行のとおり 付 則 この条例は、令和7年10月1日から施行する。